

令和 7 年度 中小企業者のための金融の手引き

＜令和 7 年 9 月 8 日現在＞

◆ 上越市制度資金融資のご利用にあたって

- 中小企業者の経営基盤の安定や経営の健全化に向けて、市と金融機関が協調して貸付を行っています。**金融機関を通じてお申込みください。**
- 金融機関の審査を経たのち、市に申込書が到着してから納税の照会等があるため、融資の決定までに 5 日間ほど要しますので、余裕をもってお申込みください。

◆ お申込み時に必要な書類（主なもの）

- 借入申込書 ⇒ 資金の種類別、かつ、設備・運転・借換の用途別にお申込みください。
- 上越市制度資金に係る審査結果
- 直近の決算書 1 期分
- 試算表 ⇒ 直近の決算月から 6 か月以上経過している場合に必要です。
- 見積書・カタログ・図面等 ⇒ 設備資金の場合に必要です。
 - ※ 資金の種類によっては、上記以外に提出を要する書類があります。
 - ※ 金融機関から、審査等に必要な書類の提出を別途求められることがあります。

◆ 返済方法

- 原則として月賦返済です。

◆ 保証人・担保

- 金融機関の定めるところによります。

◆ 留意点

- 金融機関の審査によっては、融資のご要望にお応えできない場合があります。
- 次の方はご利用になれません。
 - ・市税等を滞納している方
 - ・設備資金の場合、借入申込時点で対象設備の設置・引き渡しがすでに完了している方
 - ・金融機関から取引停止の処分を受けている方
 - ・信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方

◆ 取扱金融機関

- 上越市内にある次の金融機関（本店及び支店）

第四北越銀行	八十二銀行	大光銀行	富山第一銀行
上越信用金庫	新井信用金庫	新潟県信用組合	糸魚川信用組合
えちご上越農業協同組合			
- 上越市外にある次の金融機関

第四北越銀行新井支店	第四北越銀行新井中央支店	八十二銀行新井支店
新井信用金庫北支店	商工組合中央金庫長岡支店	

＜お問い合わせ＞ 上越市産業部産業政策課

住 所： 上越市木田 1-1-3 電 話： 520-5729